

中新川広域行政事務組合人事行政の運営等の状況

中新川広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 3 号）第 6 条の規定に基づき、平成 18 年度における中新川広域行政事務組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部項目については、平成 19 年 4 月 1 日現在の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 18 年	平成 19 年		
一般行政部門	総務	4	4	0	
	その他	0	0	0	
	小計	4	4	0	
公営企業等会計部門	下水道	11	11		
	介護保険	9	8	▲1	派遣職員の減▲1
	小計	20	19	▲1	
合計		24	23	▲1	

（注）職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	0	0	2	4	7	2	2	2	3	1	0	23
構成比	0%	0%	0%	8.7%	17.4%	30.4%	8.7%	8.7%	8.7%	13.0%	4.4%	0%	100.0%

(3) 採用の状況（平成19年4月1日付け採用者）

一般行政職 0名

(4) 退職の状況（平成19年3月末）

0名

2 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)	その他 職員手当	共済費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B			
19年度	人 4	千円 16,599	千円 2,183	千円 6,792	千円 25,574	千円 6,393	千円 3,403	千円 4,254

(注) 給与費は、当初予算に計上された額で、その他職員手当には退職手当を計上してあります。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区 分	一 般 行 政 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
中新川広域行政事務組合	356,400 円	394,700 円	46.5 歳

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当等諸手当（期末勤勉手当及び寒冷地手当を除く）の合計額です。

(3) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		中新川広域行政事務組合	
		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,200 円	180,400 円
	高校卒	142,800 円	151,000 円

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒		285,900 円	321,900 円	—
	高校卒		—	—	—

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長主任	課長代理	課長		
職員数	0人	0人	14人	6人	1人	2人	23人	
構成比	0.0%	0.0%	60.9%	26.1%	4.3%	8.7%	100%	
参考	1年前の構成比	0.0%	8.3%	54.2%	25.0%	4.2%	8.3%	100%
	5年前の構成比	12.5%	16.7%	33.3%	25.0%	4.2%	8.3%	100%

(注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 職員手当の状況

※派遣による職員の給与は、それぞれ当該町村の給与に関する条例等により支給されています。

区分	中新川広域行政事務組合	国・富山県
期末手当 勤勉手当	(18年度支給割合)	(18年度支給割合)
	期末手当	勤勉手当
	6月 1.40月分	0.725月分
	12月 1.60月分	0.725月分
	計 3.00月分	1.45月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	組合と同じ

時間外勤務手当	18年度	支給総額	3,144千円
		職員1人当たり支給年額	131千円
	17年度	支給総額	4,479千円
		職員1人当たり支給年額	187千円

(注) 1. 平成18年度職員1人当たり支給年額
 = $\frac{\text{平成18年度支給総額 } 3,144 \text{ (千円)}}{\text{平成18年4月1日職員数 (24人)}}$

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	内 容	国の制度と異なる内容
扶養手当	(1) 配偶者 13,000 円 (2) 配偶者以外 ① 2 人まで それぞれ 6,000 円 (そのうち 1 人については、職員に配偶者がいない場合は 11,000 円、扶養親族でない配偶者がいる場合は 6,500 円) ② ① 以外 1 人につき 6,000 円 ③ 満 16 歳年度始めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,200 円を加算	○ 国の制度 (1) 配偶者 組合と同じ (2) 配偶者以外 ① 2 人まで組合と同じ ② ① 以外 組合と同じ ③ 満 16 歳年度始めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算 ※派遣による職員は、それぞれ当該町村の支給の例による
	平成 18 年度決算額 2,069 千円 支給職員の 1 人当たり 平均支給年額 172 千円	
住居手当	(1) 借家等 ① 家賃 20,000 円以下の場合 家賃 - 9,000 円 ② 家賃 20,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃 - 20,000 円) / 2 (最高限度額 27,000 円) (2) 自宅 3,200 円	○ 国の制度 (1) 借家等 ① 家賃 23,000 円以下の場合 家賃 - 12,000 円 ② 家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円 + (家賃 - 23,000 円) / 2 (最高限度額 27,000 円) (2) 自宅 2,500 円 ※ 派遣による職員は、それぞれ当該町村の支給の例による
	平成 18 年度決算額 1,353 千円 支給職員の 1 人当たり 平均支給年額 104 千円	
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 55,000 円/月 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,600 円~35,000 円	○ 国の制度 (1) 交通機関利用職員 組合と同じ (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000 円~24,500 円 ※派遣による職員は、それぞれ当該町村の支給の例による
	平成 18 年度決算額 1,648 千円 支給職員の 1 人当たり 平均支給年額 72 千円	

管理職手当	(1) 課長級 50,000 円/月 (2) 課長補佐級 35,000 円/月 (3) その他 30,000 円/月	※派遣による職員は、それぞれ当該町村の支給の例による
	平成18年度決算額 2,084 千円 支給職員の1人当たり 平均支給年額 521 千円	
寒冷地手当	【支給額】 ○ 世帯主である職員 (1) 扶養3人以上 97,800 円/年 (2) 扶養1・2人 81,500 円/年 (3) 扶養なし 49,100 円/年 ○ その他職員 34,200 円/年 *上記金額を、11月から3月までの間分割して支給します。 【経過措置】 H18 上記金額から△40,000 円/年 H19 上記金額から △70,000 円/年 H20 廃止	※派遣による職員は、それぞれ当該町村の支給の例による
	平成18年度決算額 621 千円 支給職員の1人当たり 平均支給年額 52 千円	
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員が、臨時又は緊急の必要等により土日、祝日、年末年始に勤務した場合 (1) 6時間以下 課長級 5,000 円/勤務1回 課長補佐級 3,000 円/勤務1回 (2) 6時間超 課長級 7,500 円/勤務1回 課長補佐級 4,500 円/勤務1回	※派遣による職員は、それぞれ当該町村の支給の例による
	平成18年度決算額 10 千円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成 19 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

勤務時間	8：30～17：30
休憩時間	12：00～13：00

(2) 休暇、休業制度の取得状況

区 分	休暇（休業）期間等（1年あたり）	平成 18 年の取得状況
年次休暇	20 日	平均 12.0 日
夏季休暇	5 日以内	平均 4.8 日
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間	取得者 0 人
病気休暇	3 月以内	取得者 0 人
介護休暇	6 月以内	取得者 0 人
子の看護休暇	5 日以内	取得者 1 人
ボランティア休暇	5 日以内	取得者 0 人
部分休業	子が 3 歳に達する日までの期間で、始業時又は終業時、1 日を通じて 2 時間以内	取得者 0 人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 18 年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

区 分	降任	免職	休職	降給	合 計
一般行政職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行なわれる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成 18 年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

区 分	戒告	減給	停職	免職	合 計
一般行政職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条令に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第35条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

平成18年度における承認は、ありませんでした。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

平成18年度の職員の研修の状況は、次のとおりです。

研 修 名	人 数
新任職員研修	2人
中堅職員継続課程研修	1人
新任係長研修	1人
新任主幹研修	1人
出納事務の合理的運用実務	1人
合 計	6人

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務評定は、制度としては未整備です。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しています。

平成18年度の事業内容は、次のとおりです。

区 分	主 な 項 目	対 象 者 等	実施状況
健康管理	定期健康診断	全職員	20人
	短期人間ドック補助	希望職員	3人
研修事業	ライフプランセミナー	55歳以上の職員	1人
	健康管理担当者セミナー	衛生管理者等・保健師・人事課職員等	1人
	女性セミナー	女性職員	1人

(2) 共済制度の概要

社会保障の一環としての共済制度の概要は、以下のとおりです。

① 機関：富山県市町村職員共済組合

② 事業概要

ア. 短期給付事業…病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

イ. 長期事業…退職・障害・死亡等に対して、年金又は一時金の給付を行います。

ウ. 福祉事業…健康診断などの健康の保持増進事業、貸付けなどを行います。

③ 財源：必要な費用は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によってまかなわれています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成 18 年度の公務災害又は通勤災害と認定された件数は、次のとおりです。

認定件数	調査・審査結果	
	うち公務災害	うち通勤災害
0件	0件	0件

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 18 年度において、措置の要求はありませんでした。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 18 年度において、不服の申立てはありませんでした。

10 職員の苦情の処理の状況

平成 18 年度において、苦情の処理はありませんでした。